

第1章

市民が主役となるまちづくり



第1章 市民が主役となるまちづくり

1 市民主体のまちづくり自治システムの構築

- 施策 1 地域コミュニティへの支援…………… コミュニティ
- 施策 2 市民活動への支援…………… まちづくり
- 施策 3 協働のまちづくりの推進
- 施策 4 広報・広聴の充実…………… 広報・広聴

コミュニティ

現状分析 都市化の進展などから、市民の連帯感が希薄化し、地域での課題解決が難しくなっている地域が見られます。

達成目標 一人ひとりが地域を意識し、自治会などの組織において、地域の課題を自ら解決する力を高めることをめざします。

施策 1 地域コミュニティへの支援

担当部： 総務部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
自治会の加入率	%	81.9						82.8
認可地縁団体数	団体	107						120

取り組み

- ・自治会加入の啓発に取り組みます。
- ・自治会の活動を支援します。
- ・地区自治会連合会の活動を支援します。
- ・地縁団体の設立を支援します。

主な事業

自治振興事業



現状分析

NPOなどの市民活動団体の裾野が広がっていますが、人材や資金が不足しています。また、まちづくりを行う際の基本的な考え方やルールが明確になっていません。

達成目標

多彩な人材と安定的な活動基盤をもった市民活動の広がりをつくり、「協働」のまちづくりの意識のもとに、市民の意見を市政に反映できるまちをめざします。

施策2 市民活動への支援

担当部： 企画部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
市内の特定非営利活動法人(NPO法人)の数	法人	39						54

取り組み

- ・ 市民活動団体設立や運営を支援します。
- ・ 市民活動団体を活性化する人材を育成します。
- ・ 市民活動を担う人材を発掘し、人材を活用できる体制をつくれます。
- ・ 市民活動情報を効果的に情報発信します。

主な事業

市民活動支援事業

施策3 協働のまちづくりの推進

担当部： 企画部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
まちづくり協議会の実施事業数(平均)	事業	15						20

取り組み

- ・ まちづくり協議会の自立に向け支援します。
- ・ 市民と行政がともに取り組める事業を拡大します。
- ・ 市民とともに協働事業の評価・改善を行います。
- ・ (仮称)協働のまちづくり条例の制定を検討します。
- ・ 市職員が積極的に地域活動に参加し、市民とともに知恵を出し地域課題の解決に向け活動します。

主な事業

協働のまちづくり事業



現状分析

市の取り組みの情報が市民に届いていない、市民の声が行政に届いていないとの意見があります。

達成目標

市の情報が広く市民に届き、市民の声が市政に反映されるまちをめざします。

施策4 広報・広聴の充実

担当部： 企画部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
市ホームページのアクセス件数	件/月	47,871						60,000

取り組み

- ・ 広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等の様々な媒体を利用して、行政情報や地域情報を幅広く発信します。
- ・ 市民が意見を言える機会を増やします。
- ・ 市民の声が市政へ反映されるように、各部署の連携体制を充実させます。

主な事業

- 広報活動事業
- 広聴事業

市民活動情報 No.1

地縁団体の登録

自治会などが法人格を得ることにより、不動産等を団体名義で保有し登記などができる取り組みが進んでいます。

市民活動情報 No.2

各地区のまちづくり計画

各地区のまちづくり協議会では、各地域の特性を活かしたまちづくり計画を策定されています。

第1章 市民が主役となるまちづくり

2 地域の一体感を生む市民交流の推進

施策 1 地域間交流の推進…………… 市民交流

市民交流

現状分析 歴史や自然など地域の特性を活かした取り組みが多くあります。

達成目標 市民が「地域の出来事」ではなく、「わが市の出来事」として地域情報を共有し、地域の魅力を再発見し新たな地域文化の創出をめざします。

施策 1 地域間交流の推進

担当部： 企画部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
地域イベントの参加者数	人	161,000 (H19~22平均)						168,000

取り組み

- ・ 地域で行われているイベントなどの効果的な連携を推進します。
- ・ 市民主体による各種イベント事業の推進を図ります。
- ・ 地域に埋もれている地域資源を活用したまちづくり活動を支援します。
- ・ 中山間地域の活性化を推進します。

主な事業

地域活性化支援事業
中山間地域活性化事業

市民活動情報 No.3

地域のイベント

各地区まちづくり協議会や市民でつくる実行委員会
が主催で、いろいろなイベントが開催されています。

第1章 市民が主役となるまちづくり

3 多様な交流活動の展開

施策1 多文化共生の推進…………… 多文化共生

施策2 市民主体の国際国内交流の推進

多文化共生

現状分析 日本語が理解できないために、在住外国人に必要な情報の取得や、生活の上で様々な困難が生じています。

達成目標 在住外国人が生活する上で必要な情報を得られ、在住外国人と市民がお互いの文化や習慣等を理解し、認め合うまちをめざします。

施策1 多文化共生の推進

担当部： 市民環境部／企画部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
在住外国人への情報提供回数	回/年	6						12
日本語指導ボランティアの登録者数	人	38						43

取り組み

- ・ 市役所窓口にて外国語通訳者を配置します。
- ・ 市広報紙や市施策などを外国語に翻訳し情報を提供します。
- ・ 日本語教室の開催や日本語指導ボランティアの育成を支援します。
- ・ 在住外国人に対して、不法就労・不法滞在・犯罪防止などを啓発します。
- ・ 在住外国人と市民との交流活動を支援します。

主な事業

在住外国人支援事業
多文化共生推進事業

現状分析 友好関係にある都市との相互交流を図っています。

達成目標 市民が身近に国際社会を感じ、活発に活動することができるまちをめざします。

施策2 市民主体の国際国内交流の推進

担当部： 企画部／教育部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
国際交流事業における協力通訳者数	人	30						35
市民主体の国際国内交流実施団体数	団体	0						1

取り組み

- ・ 姉妹都市交流の位置付けやそのあり方を再検討し、市民レベルの交流を推進します。
- ・ 東近江国際交流協会を支援します。

主な事業

国際交流事業
国内交流事業
日韓文化交流事業

市民活動情報 No.4

日本語教室の開催

八日市日本語教室ボランティアグループでは、在住外国人の方を対象に日本語教室を開催されています。

第1章 市民が主役となるまちづくり

4 お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

施策1 人権施策・啓発の推進…………… 人権

施策2 人権教育の推進

施策3 市民相談体制の充実



人権

現状分析 人権意識の向上に努めていますが、依然として、人権を侵害する事象が見られます。

達成目標 人権を大切にし、尊重し合う意識が市民にいきわたり、様々な人権課題を身近に感じ、学ぼうとするまちをめざします。

施策1 人権施策・啓発の推進

担当部： 市民環境部／産業振興部／教育部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
町別懇談会参加者数	人	8,087						10,000
企業内同和問題研修啓発推進班員による訪問企業数	社	226						236

取り組み

- ・ 関係機関との連携や人権擁護委員・人権擁護推進員の相談業務の向上に取り組みます。
- ・ 人権施策基本計画を見直します。
- ・ 人権のまちづくり推進員などの人材の育成を図ります。
- ・ 町別懇談会を実施する自治会や啓発を行う人権のまちづくり協議会を支援します。
- ・ 研修に参加しやすい学習環境づくりに取り組みます。
- ・ 隣保館や教育集会所の各種事業の精査と今後の方向性を整理します。
- ・ 企業内での人権教育・啓発の取り組みを支援します。

主な事業

- 人権施策推進事業
- 人権啓発推進事業
- 隣保館等管理運営事業
- 教育集会所管理運営事業
- 企業内人権啓発推進事業

施策2 人権教育の推進

担当部： 市民環境部／教育部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
人権まちづくり講座修了者数	人	33						50

取り組み

- ・ 人権のまちづくり講座を開催します。
- ・ 人権学習冊子を発行します。
- ・ 人権教育啓発講師の育成・充実を図ります。

主な事業

人権学習推進事業

現状分析 市民を取り巻く生活課題や相談が多様化、複合化しています。

達成目標 多様化、複合化する生活課題に対応できる市民相談をめざします。

施策3 市民相談体制の充実

担当部： 市民環境部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
市民相談実施件数	件	703						770

取り組み

- ・ 弁護士等の有識者による相談を充実します。
- ・ セーフティネットワーク会議と関係機関との連携強化を図り、自殺予防対策に取り組みます。

主な事業

市民相談事業

市民活動情報 No.5

人権ふれあい市民のつどい 人権のまちづくり町別懇談会

東近江市人権のまちづくり協議会などでは、すべての人権が尊重され、明るく住みよいまちづくりを築いていくことを目的に、人権のふれあい市民のつどいなどを開催されています。

■ 関連する主な個別計画
・ 東近江市人権施策基本計画(H20～H24)

第1章 市民が主役となるまちづくり

5 一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現

施策1 男女共同参画の推進…………… 男女共同参画

男女共同参画

現状分析 仕事と育児・介護の両立、男女間の暴力などの問題がみられ、また、家庭・地域・職場等では男女の固定的な性別役割分担意識が残っています。

達成目標 男女共同参画の意識が広がり、男女の固定的な性別役割分担意識が解消され、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス^{*})が整った社会をめざします。

施策1 男女共同参画の推進

担当部： 市民環境部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に反対する人の割合	%	—	男38.2 女51.0					45.0 55.0
各種審議会や委員会における女性委員の割合	%	31.3						40.0

取り組み

- ・ 男女共同参画の意識を高める学習や研修機会を充実します。
- ・ 政策・方針決定への女性の参画を促進します。
- ・ 女性リーダーの養成など、女性のあらゆる分野へのチャレンジを支援します。
- ・ チャイルドルーム支援事業^{*}を推進します。
- ・ 臨床心理士による相談の連携強化を図ります。
- ・ 「ワーク・ライフ・バランス」の推進と育児・介護休暇の取得率向上に向けて啓発します。

主な事業

男女共同参画推進事業

市民活動情報 No.6

男女共同参画リポーター

男女共同参画リポーターとして市に登録し、自治会などで、手作り紙芝居などを活用した啓発活動を行われています。

- 関連する主な個別計画
・ 東近江市男女共同参画推進計画(H19～H28)

^{*}ワーク・ライフ・バランス：誰もが、仕事と生活が自ら希望するバランスで両立できる状態。

^{*}チャイルドルーム支援事業：講演会や学習会において、会場に設置される託児所への保育士の派遣や、費用の助成を行う事業。